

生前贈与について

2019年6月作成

社会福祉士 A

最近、週刊誌などで何かと話題になっている終活。

終活と云えば、私もそろそろ覚書等を作成しなければと思うのですが、中々、元気でいるとその内にと手を付ける気がしません。家内にそれとなく思いを告げておくことぐらいです。家内が先に逝くかもしれないのにね。

今の世の中、いつ何が起こるか分からない。だからこそ覚書を作成しておかなければならないとその必要性は自覚しているのですが……………。

皆様は如何でしょうか？

さて、その終活の中でも大切な相続対策。私には、無縁ですが……………。

その税金対策をお考えの方を対象に、対策の一つである「生前贈与」について、簡単に纏めて見ました。

相続までも行かないが子どもや孫達に少しまとまったお金を贈与（例えば、お小遣い・お年玉や住宅の購入などの資金援助、等）する場合にも参考になると思います。

贈与とは、自分の財産を無償で相手方に贈るという意思表示をして、相手方がこれを承諾することによって成立する、契約の一種です。

贈与には贈与を受けた人が、贈与税を支払う義務が生じますが、**贈与税の基礎控除額の範囲内**なら贈与税がかかりません。

この**贈与**を上手く行くと**相続税**を少なくすることが出来ます。

その方法には、「生前贈与の暦年贈与の活用」、「生命保険の利用」、「配偶者への生前のマイホームの贈与」などが有ります。

それらについて以下に簡単に説明させていただきます。

1. 生前贈与の暦年贈与

子どもに現金を残しつつ、相続税を最低限にしたいなら、生前贈与がお勧めです。

生前贈与は、**年間 110 万円が非課税**となる事を活用する方法です。

子どもや孫一人一人に**年間 110 万円**を限度とした贈与を行っても非課税です。

(年間とは、1月1日～12月31日を云います)

これを毎年続ける事を「**暦年贈与**」と云います。

この年間 110 万円の贈与が非課税になる事を認識して、相続税対策でなく子どもやお孫

さんへまとまったお金を一時的に贈与する際にも活用されると良いでしょう。

尚、生前贈与で、子どもや孫の教育支援を目的とした贈与の「教育資金贈与制度」を利用すると**1,500万円まで非課税**でしたが、残念ながら**2019年3月31日**で終了しています。

(現在、延長などを検討中の様です)

2. 生命保険を利用する方法

通常は親が契約者となり被保険者が親、受取人が子どもという形での終身保険契約が、主ですが、親でなく**子どもが契約者として終身保険に加入**すると云う方法です。

一旦、親が子どもに現金を贈与し、それを原資として子どもが契約者・受取人となり親を被保険人として終身保険などに加入することで将来、保険金を受け取るものです。保険金には、相続税が掛からない事を利用する方法です。

但し、親から贈与された額が、**年間 110 万円を超える場合は、贈与税がかかります**ので申告が必要となります。

3. 配偶者へのマイホーム（自宅）無税贈与を利用する方法

戸籍上、夫婦としての**婚姻期間が 20 年以上経過**していれば、配偶者へ住宅又は住宅取得するための資金を贈与した場合、**2000 万円まで（基礎控除 110 万円と合わせれば 2110 万円まで）贈与税がかからない**ことになっています。同じ配偶者から一生に1回だけ認められる**非課税特典**です。

土地は、相続税評価額（路線価又は倍率方式）、建物は、固定資産税評価額で評価します。

評価合計が 2110 万円を超えるような場合は、全体の何分の 1 というように持分の贈与も可能です。

相続税の課税対象ラインぎりぎりの方には、その気になれば「すぐにできる相続税対策」として大変有効です。

相続発生前の 3 年以内になされた贈与は、普通、相続財産に加算されるのが原則ですが、このマイホーム無税贈与は加算対象外となっています。

更に、この特例を受けた後、何らかの事情でマイホームを売却する場合、夫婦共有名義にしておけば**居住用財産の譲渡所得の 3000 万円控除が 2 人分適用（適用要件は別途確認が必要）**できるのも大きなメリットといえます。

以 上